

# 愛知医療学院大学 動物実験規程

## (目的)

第1条 この規程は、愛知医療学院大学（以下「本学」という。）において動物実験を計画及び実施する際に、必要な事項を定めることにより動物実験を科学的かつ倫理的に行うとともに、動物福祉の観点からも適正な動物実験の実施を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この基本指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 動物を教育、試験研究、その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物 動物実験等のため、研究機関等における施設で飼育し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類等に属する動物をいう。
- (3) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (4) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。

## (学長の責務)

第3条 学長は、動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、倫理委員会の設置、規程の策定、動物実験計画の承認、動物実験計画の実施の結果の把握その他動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じる。

## (動物実験計画の立案)

第4条 動物実験実施者は、動物実験計画を立案し、動物実験計画申請書により学長の承認を受けなければならない。

## (施設・設備)

第5条 動物実験は、決められた施設内において実施する。学長は、動物実験を適性かつ円滑に実施するために必要な設備及びその管理に必要な組織体制の整備に努める。

## (動物の飼育管理)

第6条 動物実験実施者は、施設及び設備の適切な維持管理に努めるとともに、実験動物に対する適正な給餌、給水等の飼育管理を行う。

2 前項の規定は、施設に導入するため輸送中のものにも適用されるものとする。又、実験動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法の選定に努める。

3 動物実験実施者は、実験動物の導入時から実験が終了するまでの全ての期間にわたって実験動物の状態に変化がないか観察し、異常や死亡が発見された場合には、適切な処置を施す。

(実験終了後の措置)

第7条 動物実験実施者は、実験を終了し、又は中止したことにより実験動物が不要となったときは、苦痛を与えないように麻酔薬の投与又はその他適切な方法によって速やかに処分する。

2 動物実験実施者は、実験を終了、中止して前2項の処置を完了したときは、速やかに動物実験報告書を委員会に提出する。

(雑則)

第8条 実験動物に対し供養をするため、年1回動物慰霊祭を行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。